

# 仕 様 書

## 1 名称

青色防犯パトロール車両の継続検査（車検）及び整備並びに自動車損害賠償責任保険

## 2 車検対象車

自動車の種別	車名	型式	原動機の形式	燃料の種類
軽自動車	三菱	ZAA—HA3W	Y4F1	電気

車両番号	車体番号
なにわ 580 ち 2869	HA3W—0100705

## 3 内容

### (1) 道路運送車両法第 62 条に規定する継続検査（車検）及び部品交換等整備

- ア 法定 24 か月点検
- イ 保安確認部位検査
- ウ 電子制御システム診断
- エ ブレーキ調整・清掃・給油
- オ エアコンフィルター交換
- カ ワイパーブレードゴム交換（前後）

### (2) 検査登録申請等の当該車検に係る必要な事務の代行

### (3) 自動車損害賠償保障法に規定する責任保険の契約締結に関する事務

自動車損害賠償保障法に規定する責任保険については、自動車損害賠償保障法、同法施行令及び「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」（平成 13 年金融庁・国土交通省告示第 1 号）による。

（発注者は、受注者が代理店となっている保険会社と上記保険契約を締結する。）

- ・ 24 か月。ただし、保険期間の始期は、現契約保険期間の終期からとする（令和 6 年 9 月 11 日午前 12 時～令和 8 年 9 月 11 日午前 12 時）。

### (4) (3)の保険料及び自動車重量税の支払い代行

- ・ 請負者は自賠責保険及び自動車重量税の支払いを代行すること。費用は本市の負担とし、別途請求に基づき支給する。

#### 【特記事項】

※次の車検及び整備に関する費用については、すべて本契約金額に含むものとする。

- ・ (1)の点検整備等に係る費用
- ・ (2)及び(4)の代行手数料及び検査登録申請手数料(印紙代)

#### 4 履行期間

契約日～令和6年8月16日（金）

#### 5 履行場所

福島区役所 大阪市福島区大開1丁目8番1号

#### 6 その他

- (1) 当区役所で当該車両を引き取った上、整備工場に運搬し、点検・整備を行い、点検・整備を終えた後、当区役所へ当該車両を納車すること。ただし、当区役所が実施している青色防犯パトロールへの支障等の都合により、本市職員が整備工場に持ち込み、点検・整備後、引き取る場合もある。
- (2) 車検日及び(1)について、当区役所担当者と調整し決めること。
- (3) 本契約にあたり、仕様書の内容を十分に理解し、疑義のある場合はあらかじめ担当者に確認すること。
- (4) 契約後における仕様書の疑義については、本市の解釈によるものとする。
- (5) 部品交換等で発生する不用品については、受注者で処分すること。
- (6) 対象車両の引取り及び納車に際しては、建物及びそれらに付随する設備等を損傷することのないよう措置を講ずること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。

#### 7 事業担当

福島区役所 市民協働課市民協働（担当：川崎）

TEL:06-6464-9734

FAX:06-6464-9987

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電 話：06-6615-7965

## 契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先06-6464-9625）に報告しなければならない。